

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関する
ワーキングチーム（第1回）における主な意見
（関連部分抜粋）

【全体について】

- 今回のニーズ募集の趣旨、検討の進め方に照らすと、産業活動に関連したニーズが中心になる。要は、現行の47条の6あるいは7の関連のところが一番のニーズが高い、かつ現行規定に当てはめた場合、いろいろと齟齬が出る。支分権が絞られているなど、その辺りの調整を図るとというのが一番とっつきやすいところではないか。

昨今のテーマである、ビッグデータやIoT等に係るニーズも挙がっているが、先ほどの抽象的なニーズの外縁を捉えて具体化するというところを視野に入れて、具体的ニーズを関係者から伺って、どのぐらいが外縁のエンドとしてつかめるのかを図りたい。

- 47条の6、7、8、9あたりは制定当時新しいニーズを踏まえた規定であったことも事実であろうが、更にそこから新しいニーズが起こったことを意味するのではないか。その意味でこのワーキングチームでの議論になじむ。
- ヒアリングを実施する際に、将来のニーズや抽象的なニーズを絞り込むことが一番難しい。具体的には、例えば諸外国で関連のビジネスが進んでいる事例なども併せて報告をお願いするとしてはどうか。幅広く情報をいただきたい。

【情報活用関連サービス（ヤフー）について】

- 今後の技術の進歩、社会的ニーズの観点から、産業活動領域の中での検討が優先されるように思う。その中でも一番優先度が高いのは77-1（所在検索サービス）と77-3（バックエンドでの複製）ではないか。
- 77-1（所在検索サービス）について優先的に議論することには賛成。事業者にとってより柔軟性の高い規定になった方が新規ビジネス創出のためによいのではないか
- 平成23年の審議会においてC類型的な非享受というのは権利制限にしてよいのではないかという議論があったが、C類型の中でも77-1の所在検索サービスのような、当該情報自体を享受するというのではなくて、情報に到達するための道しるべを提供するようなサービスについては、権利制限の対象

とする正当化根拠も見通しが立ちやすい。非常にニーズが高いところなので仮に平成24年改正のときのC類型ができていれば対象となったサービスかもしれない。そういうものはできるだけ早く、確実なものにしていくことに大きな意味があるのではないか。

- 「バックエンド」といってもいろいろなものがあるかと思うので、しっかりとヒアリングでニーズを拾い出した上で迅速に進めていくべき。日々技術が変わっていく分野であり、その辺りをヒアリングで把握することが非常に重要。

- インターネット上の情報の所在を検索して情報に到達するために必要な限りで検索結果の提供も許されるべきだという47条の6の趣旨は、インターネット上の情報に限らず、様々な大量の情報についても当てはまるのではないか。例えば、図書館の蔵書のような大量の情報について、目的の情報に到達する手段を与え、その所在を検索できるようにする過程で、検索結果として著作物それ自体ではなく、所在への到達手段提供のために必要なごく一部だけを見せるという、グーグルブックスのようなものが出てくる。米国は同様のことがテレビ番組についても議論になっている。このようなサービスをも含み得るような規定に47条の6の趣旨が当てはまるならば、広く見直すことは検討に値する上、そうした規定の見直しによっていろいろなものが含まれてくる可能性があると思うので、短期的な形で成果も上がるのではないか。

【CPS（富士通）について】

- 富士通からだったと思うが、65番のCPSについては、ヒアリングによりどのようなものかイメージをつかむ必要がある。

- 昨年度、保護・利用小委員会で議論した際、技術のトレンドを考えるとクラウドの次に何かというと、IoT（Internet of Things）で様々なデータを集めて、それをクラウドで処理して、現実世界にフィードバックするという、サイバーフィジカルシステム、CPSというものがキーワードになってくる。
CPSについては、今後更に技術が進み、応用も増えてくる。現実世界にフィードバックすることを考えれば、それはまさに私たちの社会を豊かにする、改善するという傾向を有する部分があり、公益性とか社会的な有用性ということも概念的には想像できるかと思う。
ただ、今後どのようなものになっていくか、ある程度の確度を持って、どういう技術の進み方があるか、ビジネスの進み方があるか、というあたりを伺いたい。一方で、CPSだからという議論は、余りに抽象的すぎる。例えば、65のように、47条の6以降では「帯に短し、たすきに長し」という意見もあるので、その辺も含めて伺いたい。